

IP-VOD サービス利用契約約款

(総則)

第1条 株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「ワイワイ」という）は、デジタル放送（多チャンネル）サービス、インターネットサービス、ケーブルプラス電話を利用する者（以下「加入者」という）に対し、ワイワイが別に定める株式会社ケーブルメディアワイワイ放送サービス契約約款（以下「わいわいTV約款」という）、インターネット接続サービス契約約款（以下「ワイワイネット約款」という）、ケーブルプラス電話規約（以下「電話規約」という）並びにこの「IP-VODサービス利用契約約款」（以下「本約款」という）に基づき、加入者への付帯サービスとして、IP-VOD (IP-Video On Demand) サービス（以下「本サービス」という）を提供します。

(約款の適用)

第2条 本約款は、ワイワイが提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます）は、本約款を遵守するものとします。

2 ワイワイは、本サービスの運營業務の一部をアスミック・エース株式会社（以下「提携事業者」といいます。）および業務委託先に委託することができるものとします。

3 ワイワイは、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によるものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款で用いられる用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 加入者	デジタル放送（多チャンネル）サービス、インターネットサービス、ケーブルプラス電話を契約する者をいいます。
2 利用者	加入者のほか、本約款に基づき視聴が許諾された加入者の家族全員をいいます。
3 IP-VODサービス	利用者宅に設置したセットトップボックス（STB）または利用者が所有しているパソコン（PC）、スマートフォン、タブレットなどのデバイスをとおり、コンテンツ配信サーバーに蓄積された映像コンテンツを、任意の時間に個別のオーダー（デマンド）で、各デバイスを利用して視聴できるサービスをいい、このブランド名を「milplus（みるプラス）」といいます。
4 見逃し番組	ワイワイが放送事業者および番組提供者から提供を受けて、利用者にプロモーションを目的として無料で提供する商品形態で、チャンネル視聴契約がある利用者に対し、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1カ月間を利用単位として提供するサービスをいいます。

5 FOD	フリー・オン・デマンド (Free On Demand) の略で、VODサービスのうちワイワイと契約した利用者世帯に対し提携事業者が提供するサービスのほか、ワイワイが制作・放送した「コミュニティチャンネル番組」を無料で提供するサービスをいいます。
6 見放題パック プライム	ワイワイが提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、スポーツなどのライブ配信も含まれます。
7 見放題パック ジャンル	提携事業者との利用規約に基づき、利用者が、コンテンツを複数作品まとめたパックを単位として視聴できる有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、個々の作品について、入れ替わりがあることを前提に、特定範囲の複数コンテンツを月初から月末までの1ヶ月間を視聴単位として視聴できる有料サービスをいいます。料金は、月額固定（各月、パックされたジャンル毎に料金が異なる場合があります。）で自動更新となります。
8 TVOD	提携事業者との利用規約に基づき、利用者が、IP-VODプラットフォームを利用して、一の番組につき、個別の視聴料を支払うことにより、提携事業者が定める視聴可能期間が満了するまで繰り返し当該コンテンツを視聴できるサービスをいいます。

(契約の成立)

第4条 本サービスの契約については、利用者が本約款及び提携事業者の規約に同意し、ワイワイに申し込み頂きこれを当社が承認した際に成立するものとします。

(本サービスの提供条件)

第5条 本サービスは、加入者の付帯サービスとして提供します。

- 2 本サービスの提供は、加入者に限ります。
- 3 本サービスは、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行いません。
- 4 ワイワイは加入者に対し、IDを1つ提供します。
- 5 IDを付与された加入者は別途定める本サービス利用のための機器を最大5台登録できるものとします。
- 6 IDを付与された加入者による本サービスのビデオコンテンツの同時利用は登録が完了した機器最大3台までとします。ただし、同一IDにおいては異なる登録完了の機器であっても同時に同一のビデオコンテンツの利用はできないものとします。
- 7 ワイワイは利用申し込みがあった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約上請求される諸料金の支払いを怠る虞があると認められる場合。
 - (2) 利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約に違反する虞があると認められる場合。

- (3) 本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合。
- (4) 利用申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合。

(本サービスの内容)

第6条 本サービスはワイワイおよび提携事業者のネットワーク網および設備等を使用してワイワイが提供する映像その他のコンテンツ(以下「ビデオコンテンツ」といいます。)を視聴することができる映像配信サービス(以下「ビデオサービス」といいます。)です。

- 2 本サービスの対象地区は日本国内とします。
- 3 本サービスは地域事情、または通信(配線)状況により利用できない場合があります。

(サービス期間)

第7条 本サービスのサービス期間は、別途「わいわいTV約款」「ワイワイネット約款」「電話規約」に基づき、当該サービスを利用している期間をサービス期間とします。

- 2、本サービスは、当該サービスの契約解除があった場合には終了するものとします。
- 3、本サービスは、ワイワイの都合により変更もしくは終了することがあります。

(本サービスの種類)

第8条 ワイワイが提供するサービスには次に定める種類があります。

(1) 「見逃し番組」

第3条第4号のビデオサービス

(2) 「FOD」

第3条第5号のビデオサービス

(3) 「見放題パック プライム」

第3条第6号のビデオサービス

2 IP-VODのプラットフォームを利用して、提携事業者が提供するサービスには次に定める種類があります。

(1) 見放題パック ジャンル

第3条第7号のビデオサービス

(2) TVOD

第3条第8号のビデオサービス

(本サービスの視聴申し込み)

第9条 ワイワイは、利用者に対して別表1に定める「IP-VODサービス利用に関する機器仕様」

(以下「IP-STB」)のほか別途定める推奨条件を満たしたPC、スマートフォン、タブレットなどの機器(以下「推奨機器」という。)を通じて、前条に定めるサービスを提供します。本サービスの視聴を希望される方は、ワイワイおよび提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、利用者ID、パスワード、支払方法等の認証情報を用いて視聴を申し込むものとします。

- 2 本サービスには、「見放題パック プライム」をはじめ有料コンテンツがあります、月額利用料金

をよくご確認のうえお申し込みください。

- 3 「見放題パック プライム」の視聴申し込みは、電話等による視聴申し込みが必要です。
- 4 「見放題パック プライム」の料金は、契約締結月の翌月からとなりますが、契約締結月内の解約は受け付けないものといたします。解約する場合は、解約する月の月額利用料金が発生いたします。

(視聴年齢制限付コンテンツ)

第10条 本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の利用者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。

- 2 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。）があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している利用者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。
- 3 成人向けおよび年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の利用者からの申請に対して、ワイワイもしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。
- 4 暗証番号は4桁の数字であり、ワイワイが別に定める方法により利用者が任意の番号に変更できるものとします。
- 5 利用者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、利用者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。ワイワイは、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。また、加入者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額をワイワイに支払うものとします。

(認証情報)

第11条 本サービス利用の際に、利用者はワイワイが別途定める方法にてIDとパスワードを取得・設定するものとします。

- 2 利用者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳重管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできず、また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記し、放置し、または生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。
- 3 認証情報を利用して行われた行為は、全て利用者によって行われたものとみなし、利用者は当該行為について責任を負うものとします。
- 4 利用者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、直ちにワイワイへその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。
- 5 利用者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとします。
- 6 加入者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことによりワイワイ、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

(利用料金)

第12条 加入者は、本サービスの利用料として別表2に定める利用料金をワイワイに支払うものと

します。

- 2 加入者は、I P－S T B等の貸与を受ける場合には機器利用料として別表3に定めるI P－S T B利用料を支払うものとします。また、当該機器の設置および設定作業を行った場合にも同表のI P－S T B設置作業費の支払いを要します。
- 3 前項のI P－S T Bの利用開始後、1年に満たない期間にI P－S T Bの利用を中止しようとするときは、別表3に定める違約金を支払うものとします。
- 4 利用者が、提携事業者が提供する「見放題パック ジャンル」および「TVOD」を視聴した場合、ワイワイは、提携事業者との定めに従い、提携事業者の利用者に対する債権を譲り受けるものとします。これにより、加入者は、「見放題パック ジャンル」および「TVOD」の利用料をワイワイに支払うものとします。
- 5 ワイワイは、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに当該加入者に通知します。

(I P－S T Bの取り扱い)

第13条 I P－S T Bはワイワイからの貸与品となります。

- 2 I P－S T Bの貸与には別表4に定める条件があります。
- 3 I P－S T Bの貸与には別途契約が必要となります。本約款を承認しワイワイ所定のI P－S T B利用申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、これを提出しワイワイが承諾したときに成立するものとします。
- 4 I P－S T Bに故障が生じた場合、ワイワイは無償で修理、交換、その他必要な処置を講ずるものとします。ただし、加入者の故意または過失によりI P－S T Bを破損もしくは紛失した場合は、別表3に定める、違約金相当額をワイワイに支払うものとします。また、ワイワイが認めた場合を除いて、加入者はI P－S T Bの交換を請求できません。
- 5 I P－S T Bの付属であるリモコン及びACアダプターについては6ヶ月間の保証とします。ただし、加入者の故意または過失によってリモコン及びACアダプターを破損もしくは紛失した場合は、別表3に定める付属品料金をワイワイに支払うものとします。また、6ヶ月間を越えて使用したリモコン及びACアダプターの交換についても同様の金額をワイワイに支払うものとします。
- 6 貸与を受けたI P－S T Bは、解約時にワイワイへ返還するものとします。
- 7 加入者は、ワイワイが必要に応じて行う、I P－S T Bのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

(端数処理)

第14条 ワイワイは、料金計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

(料金の支払い方法)

第15条 加入者は、当月分(利用契約成立月を除きます。)の利用料を翌月のワイワイが指定する期日(金融機関が休日の場合には翌営業日)に、ワイワイが指定する方法により支払うものとします。

- 2 加入者は、料金等の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、翌月分と合わせて支払うものとします。
- 3 加入者が期日までに利用料を支払うことができなかった場合、年14.6%（年当たりの割合はうるう年を含む期間についても365日当たりの割合とします。）の割合で計算して得た額を延滞利息としてワイワイが指定する方法により支払うものとします。

（料金の返還）

第16条 ワイワイ側の責めに帰すべき事由により「見放題パック プライム」が利用できない状態となった場合、本サービスが全く利用できない状態であることをワイワイが認知した時刻から起算して24時間以上連続し、かつ第9条3・4項に基づき視聴を申し込んだ有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、ワイワイは加入者の申告に基づき、ワイワイが認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を非課金または料金が既に支払われている場合には返還します。

（禁止行為）

第17条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- （1）ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
- （2）ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- （3）不正な手段を用いてワイワイが本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- （4）本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
- （5）前各号に定めるほか、ワイワイまたは第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
- （6）法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為

（一時中断）

第18条 ワイワイは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより利用者または第三者に損害が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします。

- （1）ワイワイが本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
 - （2）火災、停電、天災およびその他不可効力により本サービスを提供できない場合
 - （3）その他、ワイワイが本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 2 ワイワイは、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、ワイワイが適当と判断する方法で事前に利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。
 - 3 ワイワイおよび提携事業者（以下「ワイワイ等」といいます。）は、事前にワイワイ等が適当と認

める方法で加入者および利用者（以下「加入者等」といいます。）に周知することにより、加入者等に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者等または第三者に損害が発生した場合であっても、ワイワイ等はその責任を一切負わないものとします。

（責任）

- 第19条 ワイワイは、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、ワイワイ等が採用する暗号技術は、ワイワイ等が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。ワイワイは利用者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任は負いません。
 - 3 利用者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、ワイワイは、一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、ワイワイに何ら負担が生じることのないようにするものとします。
 - 4 利用者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によってワイワイ等に損害を与えた場合、ワイワイ等は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

（本サービスの利用の制限）

- 第20条 利用者は、ワイワイが事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、ワイワイを通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含みます。）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、利用者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。
- 2 利用者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

（本サービスの解約および停止等）

- 第21条 ワイワイは、利用者が次のいずれかに該当するとワイワイが判断した場合、利用者への事前通知または催告なしに、直ちに当該利用者に対し本サービスの提供を停止し、または本サービスの利用資格の取消しをすることができるものとします。この場合において利用者に損害が生じた場合であっても、ワイワイは一切の責任を負わないものとします。
- （1）ワイワイへの届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
 - （2）本サービス提供を妨害した場合
 - （3）本約款または、わいわいテレビ約款、ワイワイネット約款、電話規約のいずれかに違反した場合
 - （4）提携事業者の利用規約等のいずれかに違反した場合
 - （5）本サービス利用に関連して、ワイワイ、他の利用者または第三者に損害を与えたことが明らか

かな場合

(6) その他、ワイワイが利用者として不適切と判断した場合

(見放題パック プライムの解約および停止等)

第22条 加入者は、見放題パック プライム提供期間中において見放題パックプライムの利用を中止する場合は、ワイワイ所定の方法より、ワイワイに対して解約の申し出を行うものとします。

2 前項の場合、第12条（利用料金）および第15条（利用料金の支払い方法）の規定による利用料金を含むすべての料金（解約月の利用料金を含みます。）を、当該解約の日の属する月の翌月末までに清算するものとします。

(知的財産権および成果物の帰属)

第23条 本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権は、すべてワイワイおよびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。

2 利用者がアンケート等でワイワイに回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権は、全てワイワイに帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 利用者は、本約款に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

(名義変更)

第25条 加入者は、その氏名または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、ワイワイに速やかに届け出るものとします。

(加入者の地位の承継)

第26条 相続があったとき、相続人は、これを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。

2 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人をワイワイに対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、ワイワイは、その相続人の1人を代表者として扱います。

4 第1項および第2項の届出をし、加入者の地位を承継した相続人は、ワイワイが別途定める名義変更手数料を支払うものとします。また、当該変更日までに発生した利用料は、旧加入者が支払うものとします。

(個人情報、通信内容等の利用)

第27条 利用者が本サービスを利用する過程において、ワイワイが知り得た個人情報の取り扱いについては、ワイワイが別途定める「プライバシーポリシー (個人情報保護基本方針)」が適用されるものとします。

2 利用者は、個人を識別することができる情報 (個人情報) ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等 (履歴情報) を、ワイワイが次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

(1) 本サービスの提供 (本サービスのご利用状況等に応じた、サービスの提供・課金およびおすすめ番組の表示を含む)

(2) 利用者からの問合せへの対応

(3) 本サービスが取り扱う商品・サービス等の案内、ダイレクトメール等の送付・配信 (電子メール・郵便・メール便などによる送付)

(4) サービスの改善等に関するアンケートの依頼

(5) サービスの向上を目的としたサービス利用状況等に関する各種統計処理

3 ワイワイは、利用者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他利用者に最適のサービスを提供するために、利用者がワイワイのサーバーにアクセスする際の IP アドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー (Cookie) の技術を利用して利用者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。利用者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。

4 第1項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、第2項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があります。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。

5 ワイワイは、利用者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営やワイワイの権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で利用者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等へ開示・提供することができるものとします。

6 個人情報の入力をいただけない場合、本サービスのお申込を受け付ける事ができませんので、ご了承ください。

7 お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。

8 ワイワイの個人情報保護に関する連絡先

株式会社ケーブルメディアワイワイ 個人情報保護統括責任者

お客様窓口 (個人情報問合せ窓口)

電話：0800-123-8181 (受付時間 9:00~18:00/土日祝除く)

(通信の秘密)

第28条 ワイワイは、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (平成16年総務省告示第695号) に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

- (1) 通信当事者の同意がある場合
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合

(合意管轄)

第29条 本約款の解釈、履行、その他につき争いが生じた場合は、宮崎地方裁判所延岡支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

(定めなき事項)

第30条 本約款に定め無き事項が発生した場合、ワイワイと加入者は利用契約の締結の趣旨に則り誠意をもって協議のうえ円満に解決にあたるものとします。

付則

- (1) ワイワイは、特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- (2) この約款は、平成26年11月1日より施行します。

別表1 IP-VODサービス利用に関する機器の仕様

メーカー	ピクセラ	型番	PRD-MA100-JE1
------	------	----	---------------

別表2 利用料（第6条に定めるサービス）

サービス利用料金	基本利用料	無料
	見放題パック プライム	月額933円（税別）

別表3 IP-STB利用料およびその他費用

1 IP-STB	IP-STB利用料	500円/月額(税別)
2 付属品料金	リモコン	単品の購入 2,800円(税別)
	ACアダプター	2,800円(税別)
3 その他費用	IP-STB設置作業費	ワイワイ作業員が訪問して設置・設定作業を行う場合は3,000円(税別)。
	違約金	最低利用期間 1年間以内での利用中止の申出があった場合は10,000円(税別)

別表4 IP-STB貸与条件

ワイワイネット	Withタブレットコース、スマートコース、ビュンビュン120Mコースいずれかに加入
---------	---